



## 経済トピックスと解説

## 社会保険手続き定年前に知ろう

(1月21日 日経朝刊)

今年から大量に定年を迎える団塊世代。現役時代は会社任せでよかった社会保険などの手続きも職場を離れば自らしなければならなくなる。準備を怠れば、余分な負担を強いられることも。

## 《解説》

(1) 退職に伴い必要となる社会保険関係の手続きは面倒ですね。概要を以下に紹介します。主なものは次の3つ。年金、雇用保険、健康保険です。

(2) まずは年金関係。

〔ケース1〕もしあなたが60歳未満の退職であれば、国民年金への切り替えをします。市役所の窓口で受け付けてくれます。年金を受け取るには、国民年金、厚生年金などを通算して25年以上の加入期間が必要です。それに、支給額は大雑把に言って加入月数により増加する要素があります。少しでも長く加入することをお勧めします。

〔ケース2〕ご自分が60歳以上での退職の場合。年金を受け取るためには、社会保険事務所に「裁定請求書」を提出する必要があります。年金の支給を受ける権利には一部5年の時効がありますので、くれぐれも放置しないようにしてください。

〔ケース3〕60歳を過ぎても、会社などで仕事を継続される方。「裁定請求書」の提出が必要です。しかし「在職老齢年金」という制度があり、大雑把に言って、給与と年金月額をあわせて28万円を超えた分の1/2が支給停止(減額)となります。あまり気にしない方が良いと思いますが、一応念頭においておく必要はあります。

(3) 次に雇用保険関係。雇用保険は、失業手当(正式には「基本手当」)以外に、「就業促進給付」(基本手当を受給中に再就職した場合、条件により支給されます。)や「雇用継続給付」(再就職の給与が60歳以前の3/4以下に低減した場合に、給与の最大15%を支給。)など意外な給付制度があります。公共職業安定所(ハローワーク)に問い合わせると思わぬ喜びがあるかもしれません。

最も重要なことは失業手当と公的年金の両方はもらえません。どちらか一方の選択受給となります。一般には基本手当の方が高額ですが、場合によるので具体的な比較が必要です。

(4) そして3つ目は健康保険です。まず退職後にどの保険に加入するのかが、問題になります。継続雇用となる場合はその健康保険に加入となります。それでは会社から離れる場合はどうでしょう。

〔ケース1〕お子様や配偶者の被扶養者となる。これが可能でしたら最も有利といえます。ただし、年収が130万円未満という条件があります。これには年金や失業保険も含まれます。

〔ケース2〕今までの会社の健康保険に任意継続被保険者として2年間加入。保険料の算定基準になる標準報酬月額、本人のものでなく社員の平均額を使います。現役では本人負担額は1/2でしたが、全額負担となります。次のケース3との比較になりますが、一般的にはこちらがお得。

〔ケース3〕国民健康保険に加入。これが最も一般的ともいえます。保険料の算定基準の標準報酬月額は1年前の本人のもの。特に退職時は退職金がありますので、保険料は上限の53万円となることが多いです。

結論としては、初期の2年間は任意継続被保険者に、3年目から国民健康保険に加入するというのが、標準形と考えられます。個人の条件がありますから、是非具体的に比較検討してください。

## 確定拠出年金 キャノン、ヤマトも導入

(1月21日 日経朝刊)

上場企業の間で、加入者の運用実績しだいを受け取る年金額が変わる確定拠出年金(日本版401K)の導入が広がってきた。1月からキャノン、キューピーが新制度に移行し、ヤマトホールディングスも近く運用を始

める。

### 《解説》

(1) 昨年のマンスリーレポート10月号に確定拠出年金を取り上げました。今回は個人型確定拠出年金についてお話しします。これは個人の年金資産を作る結構有力なツールであることを紹介したいと思います。

(2) まず個人型の確定拠出年金とはどんなものでしょうか。自分で掛け金の額を決め、毎月積み立てます。それを指定した金融機関で運用してもらいます。運用する商品(預金とか投資信託など)は自分で選択します。そして積立てた金額と運用で増えた金額を60歳から年金または一時金で受け取ります。

(3) 加入できない人は次のようです。3号被保険者である専業主婦の方。公務員の方。企業にお勤めで、その会社が企業年金の制度を持っている場合です。原則、これ以外の方は加入できます。

(4) メリットは次のようです。支払った掛け金は、“全額”所得控除の対象になります。掛け金の運用で得られた利益は非課税です。銀行預金などですと20%課税されます。預金口座などからの引き落としになるので、迷うことなく積み立てることができます。もちろん掛け金の増減は可能です。

(5) デメリットは次の2点でしょうか。掛け金を、原則として60歳まで下ろすことができない(下ろせる場合もあります)。積立額に制限がある。企業にお勤めの方は月額1万8千円まで、自営業の方は国民年金基金と合算で6万8千円までです。なおこれらの条件は今後見直されることがあります。

加入の方法は簡単です。スズタカFPオフィスに一報下さい。資料をお送りします。

## 株式状況と解説

### 手堅い個人、相場下支え

(2月2日 日経朝刊)

株式相場の上昇が続くなか、個人投資家の株式投資に手堅さが目立ってきた。投資額に対する配当収入の割合を示す配当利回りを重視した個人の買いが活発になり、比較的小額で買える銘柄も人気を集めている。

(1) 日本景気も“いざなぎ景気”を超え、記録を更新中です。ここに来て個人投資家が、特に高配当銘柄を中心に投資の世界への参入が顕著になってきました。一般論ですが、日本の個人投資家が参入してくると、その影響は大きくてこれによって株価は上昇するのが、いままでのパターンです。しかし、ご承知のように日本は異常とも言える低金利状態が続いており、日銀による近い将来の利上げがどのように景気や株価に影響するのか、十分に読みきれないところがあります。

(2) いずれにしても、世界的に長期的な経済の好調が継続していますので、しばらくは「長期保有」を中心とした投資スタイルでよいのではないのでしょうか。

なお、この記述は株式等の売買をお勧めするものではありません。売買の判断はご本人でなさってください。

## お知らせ

### 次回セミナーのお知らせ

テーマ：退職金をうまく使ったゆとりあるセカンドライフの過ごし方

日時：3月3日 10:00より11:50

場所：つくば国際会議場 404号 (4階)

お友達などをお誘いください。



セミナー風景 06年3月

以上

このレポートの記述は、株式、保険等の売買を推奨するものではありません。株式、保険等の売買は自己の責任において行って下さるようお願いいたします。

ご意見、不明点など御座いましたらお気軽に連絡下さい。                      なお複写、転載はご遠慮下さい

発行人：スズタカFPオフィス 代表 鈴木隆志 茨城県つくば市東新井4-2メゾンヴェールつくば612号

Tel,Fax:029-861-0778 携帯:090-4423-9147 E-mail:suzu@suzutaka.org URL:http://www.suzutaka.org